

使用料等改定率一覧

【資料1-1】

| | 項目数 | 見直しによる改定率 | 主な施設 |
|----------------|-----|-----------|------------------------------------|
| 集会所・地域コミュニティ施設 | 101 | 1.38 | コミュニティセンター 上釜・釜会館 老人憩の家 等 |
| 衛生施設 | 14 | 1.43 | 斎場 第二霊園 廃棄物手数料 等 |
| 保健・福祉施設 | 29 | 1.20 | 寿楽荘 河南老人福祉センター 等 |
| 産業関連施設 | 55 | 1.43 | 水産総合振興センター 有機センター 労働会館 等 |
| 観光施設 | 27 | 1.02 | かわまち交流センター おしか家族旅行村オートキャンプ場 上品の郷 等 |
| 病院・診療所 | 105 | 1.07 | 市立病院 診療所 |
| 社会教育施設 | 447 | 1.48 | 河北総合センター 遊楽館 公民館 等 |
| 体育施設 | 194 | 1.57 | 運動公園 総合体育館 等 |
| インフラ系施設 | 15 | 5.05 | 公園使用（占用）料 ※電気通信事業法施行令に準拠するため改定率が高い |
| 項目合計・平均改定率 | 987 | 1.47 | |

| 施設分類 | 施設名 | 備考 |
|-----------------------|--------------------------------|---|
| 集会所 地域コミュニティ 施設 | 小竹地区コミュニティセンター | 存廃も含め検討しているため、方針を決定し各部にて対応する。 |
| | 寺山地区コミュニティセンター | |
| | 小沢地区コミュニティセンター | |
| | 鹿妻南コミュニティハウス | |
| | 大原生活センター | |
| 産業関連施設 | 市営牧場 | 放牧として使っていない大盤平放牧場の存廃も含めて検討するため、方針を決定し各部にて対応する。 |
| | 桃生バイオ研修センター | 施設のあり方も含め検討する必要があるため、方針を決定し各部にて対応する。 |
| | カントリーエレベーター | 市内の同一施設との整合を図る必要があるため、各部にて改定を検討する。 |
| | 水産業使用料 | 宮城県漁港管理条例の改定に合わせて、各部にて料金改定を実施する。 |
| 観光施設 | 雄勝森林公園 | 現在、仮設住宅敷地として利用。今後の施設の在り方も含め検討が必要なため、方針を決定し各部にて対応する。 |
| | 雄勝硯伝統産業会館 | 災害復旧事業として整備中のため各部にて別途対応する。 |
| | 雄勝石ギャラリー | |
| 保健 福祉施設 | 保育所保育料公立分 | 平成31年10月から幼児教育無償化の動きがあるため、決定後、各部にて対応する。 |
| | 保育所保育料私立分 | |
| | 一時預かり利用料 | |
| | 延長保育事業個人負担金 | 子育て支援施策として政策的に据え置きとした。 |
| | 放課後児童クラブ利用者負担金 | |
| | 高齢者生活福祉センター | 厚生労働省基準により算定した料金としているため各部で対応することとする。 |
| 学校教育施設 | 幼稚園保育料 | 平成31年10月から幼児教育無償化の動きがあるため、決定後、各部にて対応する |
| | 幼稚園預かり保育料 | |
| | 高等学校授業料 | 県立高校と同額にする必要があるため、県立学校の条例等の改正に合わせ各部にて改定する。 |
| | 高等学校入学金 | |
| | 入学者選抜手数料 | |
| 社会教育施設 | 蛇田公民館 | 移転新築のため各部にて対応する。 |
| | 雄勝公民館 | |
| | 北上公民館 | |
| | 牡鹿公民館 | 牡鹿保健福祉センター内に機能を移転する予定であるため、方針を決定し各部にて対応する。 |
| | 市民会館 | 複合施設として整備中のため各部にて対応する。 |
| | 文化センター | |
| | 齋藤氏庭園 | 復旧工事のため、工事完了後のコストに基づき各部にて対応する。 |
| | かなんパークゴルフ場 | 現状の指定管理者の利用料金体系に合わせて、条例の見直し(早朝400円・午前500円・午後500円⇒全日750円)を検討しているため、方針の決定後各部にて対応する。 |
| | 情報プラザ | 存廃も含め検討しているため、方針を決定し各部にて対応する。 |
| 体育施設 | 雄勝B&G海洋センター | 体育館、艇庫、グラウンドを整備予定のため各部にて対応する。 |
| | 雄勝グラウンド | 災害復旧事業として再建後、各部にて対応する。 |
| | 市民プール | 被災公共施設としての再建方針が未決定であるため、方針の決定後各部にて対応する。 |
| | 桃生スポーツ施設(ログハウス) | ログハウスは、存廃も含め施設のあり方を検討し、方針を決定し各部にて対応する。 |
| | にっこりサンパーク (多目的グラウンド、ムーンコート) | 総合支所用地等となり、廃止予定であるため、各部にて対応する。 |
| インフラ | 道路占用料 | 道路法施行令の改正と合わせて、料金改定を実施する。 |
| | 公共物使用料 | |
| | 公共下水道使用料 | 平成32年の公営企業会計導入後に各部にて単価の改定を実施する。 なお、料金は単価に使用量と消費税率を乗じた額としているため、消費税の改定に応じ料金も自動的に改定となる。 |
| | 漁業集落排水施設使用料 | |
| | 農業集落排水処理施設使用料 | |
| | 浄化槽使用料 | |
| | 牡鹿地区市民バス使用料 | 料金区分のあり方(現行3区分の一本化)、住民バスとの整合も併せて検討するため、方針決定後、担当部にて改正を実施する。 |
| 手数料等 | 建築確認申請手数料等 | 県等の手数料改正に合わせて、各部にて料金改正を実施する。 |